

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○	都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）	（抄）	1
○	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）	（抄）	2
○	首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）	（抄）	2
○	近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）	（抄）	2
○	中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）	（抄）	3
○	首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）	（抄）	3
○	首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第一百四十四号）	（抄）	4
○	中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）	（抄）	4

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）（抄）

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模）

第二十七条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

- 一 次に掲げる区域内における都市開発事業（次号、第三号及び第五号に掲げる都市開発事業を除く。）  
○・五ヘクタール
  - イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯
  - ロ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域
  - ハ 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域
- ニ 指定都市の区域

二 前号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業の整備事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（都市再生整備計画の区域内において、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の整備事業区域の面積の合計が○・五ヘクタール以上となる場合における当該都市開発事業（次号及び第五号に掲げる都市開発事業を除く。）  
○・二五ヘクタール

三 第一号イからニまでに掲げる区域内における都市開発事業であつて、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十四項に規定する認定基本計画において同条第二項第二号に掲げる事項として定められた都市開発事業（第五号に掲げる都市開発事業を除く。）  
○・二ヘクタール

四 第一号イからニまでに掲げる区域以外の区域内における都市開発事業（次号に掲げる都市開発事業を除く。）  
○・二ヘクタール

五 低未利用土地の区域内における都市開発事業 五百平方メートル

#### 附 則

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例）

2 令和四年三月三十一日までの間における第二十七条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものに限る。）」と、同条第二号から第四号までの規定中「ニまでに」とあるのは「ハまでに」と、同号中「○・二ヘクタール」とあるのは「○・二ヘクタール（都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五百平方メートル）」とする。

○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（民間都市再生整備事業計画の認定）

- 第六十三条 都市再生整備計画の区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「整備事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生整備事業」という。）を都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生整備事業に関する計画（以下「民間都市再生整備事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2（略）

○ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

- 3 この法律で「既成市街地」とは、東京都及びこれと接続する枢要な都市を含む区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう。

- 4 この法律で「近郊整備地帯」とは、既成市街地の近郊で、第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

5（略）

○ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

- 3 この法律で「既成都市区域」とは、大阪市、神戸市及び京都市の区域並びにこれらと接続する都市の区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう。

- 4 この法律で「近郊整備区域」とは、既成都市区域の近郊で、第十一条第一項の規定により指定された区域をいう。

5・6（略）

- 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）（抄）  
（定義）
- 第二条（略）
- 2（略）
- 3 この法律で「都市整備区域」とは、中部圏の地域のうち第十三条第一項の規定により指定された区域をいう。
- 4・5（略）

○ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）（抄）  
（法第二条第三項に規定する政令で定める区域）  
第一条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項に規定する政令で定める区域は、別表に掲げる区域とする。

別表

市名	区	域
名古屋市	千種区	猪高町の区域を除く区域
	東区	全域
	北区	西区との区界線と都市計画街路中小田井味鏡線との交差点から順次同中小田井味鏡線、県道名古屋小牧線及び新地藏寺川右岸線を経て春日井市との境界線に至る線以北の区域を除く区域
	西区	山田町の区域を除く区域
	中村区	全域
	中区	全域
	昭和区	天白町、一つ山、久方一丁目、久方二丁目、山郷町、大根町、高坂町及び御前場町の区域を除く区域
	瑞穂区	全域
	熱田区	全域
	中川区	富田町及び七反田町の区域を除く区域

	港区 南陽町の区域を除く区域
	南区 全域
	守山区 春日井市との境界線と日本国有鉄道中央本線との交差点を起点とし、順次同中央本線、都市計画街路山の手通線、同小幡西山線、千種区との境界線、東区との境界線、北区との境界線及び春日井市との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域
	緑区 南区との区界線と都市計画街路天白橋公園線との交差点を起点とし、順次同天白橋公園線、同彌富鳴海線、同星崎白土線、同鳴子団地大高線、国道一号線及び南区との区界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

備考 この表に掲げる区域は、昭和四十五年三月一日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によつて表示されたものとする。

○ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）（抄）（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律で「中部圏都市整備区域建設計画」又は「中部圏都市開発区域建設計画」とは、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）第三条の規定に基づいて国土交通大臣が同意した建設計画で、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）第十三条第一項又は第十四条第一項の規定により指定された区域（政令で定める区域を除く。）に係るものをいう。

○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）（基本計画の認定）

第九条（略）

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一（略）

二 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

三〇九 (略)

3  
3 (略)

- 14 市町村は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、都道府県及び第六項の規定により意見を聴いた中心市街地活性化協議会又は商工会若しくは商工会議所に当該認定を受けた基本計画（以下「認定基本計画」という。）の写しを送付するとともに、その内容を公表しなければならない。
- 15 (略)